

低圧需要側の各種申込みについて

2018年5月

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

(1) 託送供給等申込の概要

低圧需要側にかかわる託送供給等申込について 1 / 2

低圧需要側・発電側にかかわる託送供給等申込は、以下のとおり申込みください。

申込種別	申込内容	申込方法
スイッチング	供給・受電する小売電気事業者様に変更になる場合	「スイッチング支援システム」よりお申込みください。
再点	現在廃止中の需要場所・発電場所について、電気の使用・系統連系を開始する場合	
廃止	現在使用中の需要場所・発電場所について、電気の使用・系統連系を停止する場合（原則、供給設備は残置します）	
撤去	建物の解体等にともない、当社供給設備の取外しが必要な場合 ※新增設申込みにかかわらない場合	
アンペア変更	現在アンペアブレーカー契約であるお客さまが、契約電流を変更する場合	
需要者情報変更 発電者情報 変更	供給・受電中の需要場所・発電場所にかかわる需要者・発電者の情報を変更する場合	

低圧需要側（新增設申込）にかかわる託送供給等申込は、以下のとおり申込みください。

申込種別	申込内容	申込方法
新設	電気の供給・受電にあたって新たに当社供給設備を施設する場合	WEBより必須事項を入力のうえ、お申込みください。 (必要に応じて資料を添付ください。)
契約変更	契約容量や契約決定方法等を変更する場合および変更にもなう当社供給設備の工事が必要となる場合	
設備変更	契約変更によらず当社供給設備の工事が必要となる場合（逆潮流が発生しない発電設備の変更がある場合を含む）	
撤去	「新設」「契約変更」「設備変更」に関連した建物の解体等や臨時接続送電メニューの使用期間終了にともない当社供給設備の取外しが必要な場合	
サービスメニュー変更	当社供給設備の工事がなく接続送電サービスメニューのみ変更となる場合	

託送供給等申込の流れについて（低圧需要側）

お客さま（電気工事店さま）からの申し出にもとづき，小売電気事業者さまより託送供給申込を提出ください。

電力需給契約申込

接続供給契約申込

お客さま・
電気工事店さま

小売電気事業者さま

東京電力パワーグリッド
ネットワークサービスセンター

託送申込に必要な情報を
聴取ください。

【新設・契約変更・設備変更・撤去・サービスメニュー変更】
WEBよりお申込みください。
※新増設申込みに関わる場合。

【スイッチング・再点・廃止（撤去）・アンペア変更・需要者情報変更】
スイッチング支援システムよりお申込みください。

(2) スイッチング支援システムを用いた申込みについて

スイッチング支援システムの主な機能

スイッチング支援システムの主な機能と申込が可能な業務は以下のとおりです。

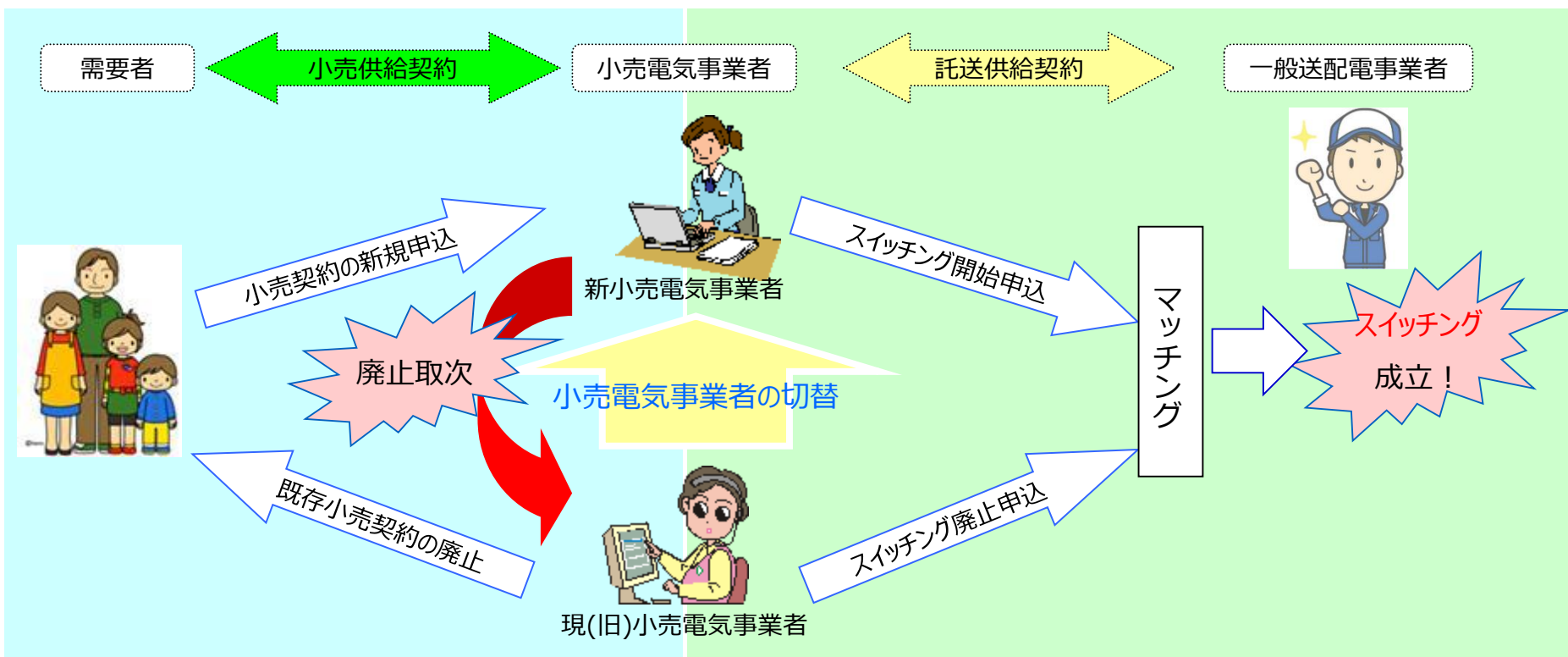
		対象範囲		
		需要	電源	
託送契約 手続	託送契約異動申込 託送契約の開始（再点）, 廃止等の 一般送配電事業者への申込処理	低圧（需要側） （500kW未満）	高圧 高圧・特高	低圧FIIT （FIIT限定）
	スイッチング廃止取次 スwitching申込みを受けた際に, 現(旧) 小売電気事業者側の使用廃止を取次			
共通情報 検索	電力使用量情報取得 需要家の電力使用量の取得 （現契約分のみ。最大過去13か月分）			
	設備情報取得 現在の契約電力, メーター種別等の 情報を取得			住所情報 のみ照会可 （低圧FIIT）

スイッチング申込みについて（１）

スイッチング申込みのイメージは以下のとおりです。

需要者が同一地点において電気使用を継続する状態で、電力を供給する小売電気事業者を切り替えることスイッチングといいます。新たに供給を開始する新小売電気事業者と既存の契約を廃止する現（旧）小売電気事業者双方が契約手続きを円滑に実施することが求められ、双方の託送契約上の「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」が揃う（マッチングといいます）と、スイッチング成立となります。

<参考：スイッチングのイメージ>



なお、需要者のスイッチングに係る諸手続きの負担軽減のため、新小売電気事業者が需要者に代わって現（旧）小売電気事業者へスイッチング支援システムを通じて廃止取次の申出ができます。

標準処理期間は、以下のとおりです。

（１）マッチングについて

新小売電気事業者様からのスイッチング開始申込と現（旧）小売電気事業者様からのスイッチング廃止申込を突合する処理を「マッチング」といいます。マッチングができた日を起算日として当社はスイッチングに必要な工程を進めます。スイッチング開始日とスイッチング廃止日が相違する場合、スイッチング開始日を原則、優先します。

（２）スイッチングに要する標準的な日数について

スイッチングに要する標準処理期間については、スマートメーターへの計器取替や当社の手続きに関する期間を考慮して以下のとおり定められています。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、標準処理期間満了日以降の、次回or次々回検針日を選択します。
取替工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	標準処理期間満了日以降の検針日を選択します。

（３）マッチング不成立について

「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」双方の申込が、当社になされ「マッチング」することで「スイッチング」に係る手続きが行なわれます。したがって、スイッチング希望日より起算した標準処理期間を確保した日（以下「マッチング期限日」といいます。）までに「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」がなされなかった場合は、マッチング不成立となります。その場合は、先だって申込されていた「スイッチング開始申込」もしくは「スイッチング廃止申込」の申込自体の取消しを行ない、その旨を小売電気事業者様へお知らせします。

※ なお、当社発電側では、人手によるマッチング処理を行なうため、マッチング期限日は標準処理期間を確保した直前の営業日となります。

スイッチング・再点申込は、以下の点にご注意ください。

● 供給地点の確認について

- スwitching支援システムの設備情報照会機能より、供給地点特定番号をご確認ください。
- 設備情報照会でも不明の場合は、コンタクトセンター(03-6375-9010)へお問い合わせください。

● 現地に複数契約がある場合

- 現地に複数契約がある場合（電灯・動力等）で、いずれの契約もスイッチング・再点を希望する場合は、希望する契約すべてについてスイッチング申込・再点申込をご提出ください。
- おまとめプラン（低圧高負荷契約）のお客さまがスイッチングされる場合も、電灯・動力ともスイッチングを希望される場合は、電灯・動力両方のお申込みをご提出ください。なお、おまとめプランにおいても電灯・動力には別々の供給地点特定番号が振り出されておりますので、設備情報照会機能にてご確認ください。
- スwitching申込・再点申込の無い関連契約については、スイッチングや再点は実施されません。

● 定例検針日でのスイッチングのお願い

- 小売全面自由化に伴い、多くのスイッチング申込みをいただいております。つきましては、円滑なスイッチングの実施に向け、定例検針日でのスイッチング申込みをよろしくお願い申し上げます。
- 次回検針日、次々回検針日については、設備情報照会機能または当社ホームページにてご確認ください。

スイッチング・再点申込は、以下の点にご注意ください。

● 契約決定方法の変更について

- スwitching支援システム対象外の変更については（負荷設備契約→主開閉器契約等），別途
 新增設申込みにて契約変更をお申込みください。（switching開始・廃止申込については，ス
 witching支援システムよりお申込みください。）

● 実量契約への切り替えに伴うアンペアブレーカーの扱いについて

- スwitching・再点にあわせて実量契約への切り替えを希望される場合は，switching支援システム
 からのswitching開始申込・再点申込にて変更が可能です。
- この際，当社は原則としてアンペアブレーカー（以下，SB）を残置いたします（計器SB機能が設
 定されている場合は，設定を継続いたします）。SBの撤去（計器SB機能の解除）を希望される
 場合は，接続供給契約申込書（鑑・連記式）またはSB撤去申込書（当社所定様式）にてお
 申込みください。
- ※ 連記式申込書を使用する場合，連記式申込書の備考欄に「作業希望日」と「実量契約への変
 更に伴うSB撤去」である旨を記載してください。作業希望時間帯があれば，あわせてご記載ください。
- ※ スwitching支援システムから，SB撤去はお申込みできません。

実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書は、以下のとおりです。

平成 年 月 日		
東京電力パワーグリッド株式会社御中		
実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書		
下記需要者について、アンペアブレーカーの撤去またはスマートメーターの電流制限機能の解除を申し込みます。		
1. 申込者情報		
小売電気事業者名	小売電気事業者コード	
担当者		
連絡先電話番号		
2. 申込明細		
作業希望日		
希望時間帯	(選択して下さい)	
供給地点特定番号		
供給地点情報	郵便番号	
	住 所	
	建 物 名	
	需要者名(カナ)	
	需要者名(漢字)	
需要者の電話番号	(選択して下さい)	
3. ご連絡先明細		
ご連絡先	<input type="checkbox"/> 上記供給地点情報と同じ(異なる場合、チェックは入力せず、以下を入力)	
ご連絡先情報	郵便番号	
	住 所	
	建 物 名	
	連絡先氏名(カナ)	
	連絡先氏名(漢字)	
連絡先電話番号	(選択して下さい)	
特記事項		
<small>本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。</small>		

書式は当社ホームページよりダウンロードください。

低圧需要側の再点申込では、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

- 不在送電時の注意喚起について

- お客さまが不在送電を希望する場合は、火災防止や機器故障対策のためブレーカーを「切」にしておく必要があること、それが不可であれば加熱する電気製品の電源OFFを行う必要があることを、需要者さまに必ず注意喚起してください。

低圧需要側の廃止・撤去申込では、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 廃止時の注意喚起について

- お客さまが退去する前に、電気設備保安の観点から、アンペアブレーカー（SB）、契約主開閉器または漏電遮断器を「切」にするよう、需要者さまに必ず依頼してください。

● 廃止年月日の考え方について

- 東京電力エリアにおいては、「お客さまの最終使用日 + 1 暦日」を「接続供給廃止年月日」とし、「施工希望時刻：指定なし」を選択した上で、スイッチング支援システムよりお申込みください。



契約者

9月4日 17:00まで電気を使用し、転居する。

消滅日	9月5日	
料金算定期間	前回検針日	～ 9月4日
基本料金	前回検針日	～ 9月4日
電力量料金	前回検針日 0:00	～ 9月4日 24:00

9月4日 17:00まで電気を使用する場合は、「9月5日付」の廃止として申込みください。



※ 電気を使用される最終の日の翌日 = 消滅日となり、消滅日は料金の算定期間に含まれない

低圧需要側の廃止・撤去申込みでは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

- 同一需要場所に発電側の契約がある場合

- 同一需要場所に発電側の契約がある場合、需要側の契約のみを廃止することはできません。
- 需要側の廃止にあわせて、発電側の廃止もお申込みください。

- 廃止・撤去のお申込み期限

- 廃止日の前日（電気の最終使用日）までにお申込みください。
- 廃止日は過去に遡ることができないため、ご注意ください。

- 撤去工事にかかる日数の確保

- 廃止申込の「建物解体（設備撤去）有無」項目で「あり」を選択した場合、当社は原則として当社供給設備を撤去いたします。
- 建物解体日の直前に申込をいただいた場合、解体予定日までに撤去工事ができない可能性があります。建物解体が発生する場合は、できる限りお早めのお申込みをお願いいたします。

低圧需要側のアンペア変更申込では、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 集合住宅の契約電流上限値について

- 集合住宅の場合で、アンペアの増設をお客さまから受付ける際には、需要者さまが建物管理者さま等にアンペアを増設することの承諾を得ているか確認のうえ、受付けいただきますようお願いいたします。アンペアの増設によって建物の契約電流上限値を超過した場合、建物の屋内配線の安全を維持できないおそれがあります。
- 当社に契約電流上限値をお知らせいただいている集合住宅については、申込内容が契約電流上限値を超過していない場合に限り、当社はアンペア変更申込みを受付けいたします。契約電流上限値を超過している場合は、その旨を明記した上で申込みを差戻しいたします。
- 当社に契約電流上限値をお知らせいただいていない集合住宅については、建物管理者さまにアンペア増設の承諾を得ているか、小売電気事業者さまに確認させていただきます。

● 遠隔操作が可能な場合の作業について

- スマートメーターが設置済で、分電盤等にアンペアブレーカーが未取付で、現地での作業が不要（遠隔操作での作業が可能）である場合は、需要者さまへの作業前連絡は行いません。
- お客さまには、「作業に必要な場合のみ、東京電力から連絡がある」とお伝えください。

当社ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより当社への再点・廃止・アンペア変更申込を登録した場合、「受付時間を過ぎているため、電話連絡願います」とメッセージが全数表示されますが、実際に連絡が必要なケースは以下のとおりです。

● 「再点」で連絡が必要なケース

- 現在切断中の需要場所で、翌営業日までに緊急通電作業が必要な場合
「託送供給にて再点するため、緊急通電作業をしてほしい」とお申し付けください。
あわせて、接続作業の希望日時、現地住所、お客さま名、お客さま電話番号、小売電気事業者担当者氏名、小売電気事業者電話番号をお伝えください。

● 「廃止・撤去」で連絡が必要なケース

- 建物の解体工事中等の理由で、緊急で当社供給設備撤去作業が必要な場合

● 「アンペア変更」で連絡が必要なケース

- やむを得ず、翌営業日までの緊急作業が必要な場合

上記は、スイッチング支援システムでの申込み後、「緊急受付センター」にご連絡ください。

→ 緊急受付センター 0120-995-007

上記以外のケースについては、原則としてご連絡は不要です。

当社ネットワークサービスセンター受付時間外にスイッチング支援システムより当社への申込を登録した場合、以下の内容に注意してください。

● 廃止・撤去

- 切断作業・撤去作業は翌営業日以降に行いますので電話連絡は不要です。
(緊急の撤去作業が必要な場合を除く。)
- 需要者さまには、退去時にアンペアブレーカー・主開閉器等を「切」にしておくよう注意喚起をお願いいたします。

● アンペア変更

- 受付時間外の申込みについては、作業手配の関係から、原則として翌々営業日以降を作業日としたお申込みをお願いいたします。

(3) 低圧需要側の申込みについて

新增設申込み（スイッチング支援システムを介さない申込み）における，送電までの標準的な流れは以下のとおりです。

設計事前協議
(必要に応じて)

必要に応じて，供給エリア事業所と設計事前協議を行います。
ここでは，供給方法や配電設備の改修工事等について協議します。
事前協議は，従来どおり電気工事店さままたは需要者さまが行うことも可能です。

接続供給契約申込

小売電気事業者さまから，**WEBよりお申込みください。**
(お早めの申込みをお願い申し上げます。)

設計・用地交渉

当社設備の工事内容を設計いたします。工事規模が小さく簡易な設計で済むものを除き，通常は1週間～2ヶ月程度の日数をいただいております。当社設備の工事に際して用地交渉が必要な場合は，設計完了後に実施します。用地交渉には，数週間～半年程度の日数をいただいております。

工事費負担金等のお支払
(有償工事の場合)

工事費負担金を申し受ける場合は，原則として設計完了後に金額を採算し，小売電気事業者さまへご請求いたします。工事日程は入金後に調整いたしますので，お早めのご入金をお願いします。
速やかな入金確認のため，お支払い後，WEBより入金連絡をお願いいたします。

新增設申込み（スイッチング支援システムを介さない申込み）における，送電までの標準的な流れは以下のとおりです。

工事日程調整

電気工事店さま等と供給エリア事業所にて，工事・調査の日程を調整します。工事・調査手配から工事・調査まで，工事規模に応じて1週間～数ヶ月程度の日数をいただいております。

工事・調査

工事・調査にお伺いします。
調査日につきましては，弊社WEBよりご確認ください。また，現地の状況（建築進捗状況等）で調査日が未定となる場合は，別途メールにてお知らせいたします。

供給開始

「新設」「契約変更(増設)」は，原則として調査日を供給開始日または契約容量の変更日といたします。「契約変更(減設)」は，原則として内線落成日（内線工事が完了した日）を契約容量の変更日といたします（ただし，受付日以前に内線工事が完了している場合は，原則として受付日を契約容量の変更日といたします）。

工事費負担金等の清算 （有償工事の場合）

設計内容と実際の工事内容に変更が生じ，お支払いただいた工事費負担金に過不足が発生した場合は，清算を行います。

● 申込み時の入力項目・添付資料について

- 低圧需要側の新增設申込みに必要な提出書類，項目はそれぞれ別紙のとおりです。
- 必要な資料が揃っていない場合や必須項目の入力がない場合は，原則としてWEBまたはメール等により理由を明記したうえ，返却させていただきます。返却理由を確認のうえ，再度，お申込みください。

● 新設の申込みについて

- 小売契約を結ばれるお客さまが新たに電力の供給を希望される場合は，小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要です。
- 集合住宅等，同一建物に対して6件以上の新設申込みは，一括CSVファイル作成支援ツールにてCSVファイルを作成したうえ，従来どおりメールによる申込みをお願いいたします。

● 契約変更の申込みについて

- 契約容量・契約決定方法の変更を希望する場合，主開閉器容量を変更した場合（実量制の場合を含む）等においては，内線工事の有無にかかわらず，小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要となります。（ただし，アンペアブレーカー契約における契約電流の変更についてはスイッチング支援システムよりアンペア変更をお申込みください。）

● 設備変更の申込みについて

- 計量器位置変更・引込位置変更等の設備変更を希望する場合は、小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要です。

● 撤去の申込みについて

- 地点の合併や高圧化，臨時接続送電サービスの契約期間終了等にともない，当社供給設備の取外しが必要な場合は，小売電気事業者さまからの新增設申込みをお願いいたします。
- なお，新增設にかかわらない撤去については，スイッチング支援システムより廃止（建物解体有り）を申込みください。

● サービスメニュー変更の申込みについて

- 接続供給契約において送電サービスメニューのみを変更する場合は，小売電気事業者さまからの新增設申込みが必要です。
なお，送電サービスメニューの変更にともない，契約容量・契約決定方法等を変更する場合は，「契約変更」にてお申込みください。

- WEB対象外の申込みについて

- お申込み時に「本供給地点への新增設申込みは、弊社の所定様式で申込みを頂くこととなりますので詳しくはメールにてお問い合わせ下さい。」と表示された場合は、WEB申込対象外となりますので、従来どおりメールにてお申込みください。


平成 27年 月 日

東京電力株式会社 御中

接 続 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
 なお、実需同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契 約 者 名	名 称 : ○○株式会社 役 職 : 代表取締役 氏 名 : ○○ ○○ 住 所 : 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○-○-○	
連 絡 者 名	所 属 : ○○部 氏 名 : ●● ●● 住 所 : 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○-○-○ 電話・FAX : * *- * * * * - * * * * E-mail : *****@*****.co.jp	

(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)

2. 申込内容

接続供給の開始希望日	別紙のとおり	
受電側接続検討との同時申込	希望しない	
受電地点・供給地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
	受電地点	供給地点
地点の追加	件	4 件
契約受電電力または契約電力の変更	件	2 件
地点の削除	契約廃止	件
	設備撤去	件
契約受電電力または契約電力の変更を伴わない設備変更	件	1 件
その他の変更 ()	件	件
特記事項		

本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

➤ WEB申込の場合は、申込書の送付は不要です。

➤ WEB申込対象外のお申込については、迅速な申込受付のため、メールにて記入・捺印した申込書・資料一式をいただき、後日原本（申込書鑑・連記式のみで可）をご郵送ください。

東京電力株式会社 御中

接続供給に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認の上、以下のとおり申込みます。

小売電気事業者							接続供給開始希望日	申込種別	供給地点特定番号	需要者名			
会社名	所属・役職	申込者名	担当者名	電話番号	E-mail	氏名1(カナ)				氏名2(漢字)	氏名2(カナ)	氏名2(漢字)	
例 サンプル電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 一郎	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/6	契約変更	0300211000512345012345	タクノウ エータ	託送 A次			
1 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/6	契約変更	0300211000512345012345	タクノウ エータ	託送 A次			
2 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/11	新設		タクノウ ビータ	託送 B次			
3 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/6	設備変更	0300212000512345012345	タクノウ エータ	託送 A次			
4 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/9	新設		タクノウ シータ	託送 C次			
5 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/6	契約変更	0300211000598765064321	タクノウ データ	託送 D次			
6 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/4	新設		タクノウケンセン(カ)	託送建設株式会社			
7 託送電力株式会社	電力販売部長	電力 太郎	電気 亮男	03-1234-5678	kouridenki@kouridenki.com	2015/11/12	新設		タクノウチョウカイ	托送明会			
8													

需要場所						需要者 電話番号				電気工事店等連絡先				
郵便番号	都道府県～丁目	街区番地	扶番	建物名(カナ)	建物名(漢字)	棟番号	部屋番号	電話番号1	電話番号2	電気工事店番号	会社名	担当者名	電話番号	E-mail
123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	16	1					自宅 03-9876-5432		001-9999	東尼久電工株式会社	電気 良男	03-3456-7891	tokyo@denkou.com
123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	16	1					その他 03-9876-5432		001-9999	USC電工株式会社	電化 良男	03-3456-7891	USC@uscodenki.com
321-4567	栃木県宇都宮市電池町2丁目	3	5					自宅 028-123-4567	携帯 090-5432-9876	001-9998	東尼久電気株式会社	電住 亮男	048-123-4567	higa@sicou.com
123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	16	1					その他 03-9876-5432		001-9999	USC電工株式会社	電化 良男	03-3456-7891	USC@uscodenki.com
321-4567	栃木県宇都宮市電池町2丁目	3	4					自宅 028-123-4567	携帯 090-5432-9876	001-9998	東尼久電気株式会社	電住 亮男	048-123-4567	higa@sicou.com
123-4567	東京都目黒区電力町3丁目	16	3	コーポクラウン	コーポ佐倉森		306	携帯 090-9876-5432		001-9997	電気工事株式会社	電気 俊男	03-2345-6789	iru@matech.com
321-4567	栃木県宇都宮市電池町2丁目	13	2					その他 028-123-7654		001-9998	東尼久電気株式会社	電住 亮男	048-123-4567	higa@sicou.com
321-4567	栃木県宇都宮市電池町2丁目	5	3					その他 028-321-7654		001-9997	電気工事株式会社	電気 俊男	03-2345-6789	iru@matech.com

接続送電サービスメニュー	契約方法	供給方式 主計器 錶式	供給方式 副計器 錶式	供給方式 未計器 錶式	主計器		副計器		未計器		お客さま設備工事有無	工事区分	引込委託ありの工事種別	業種	業種(その他)	回路数	引込口配線
					主開閉器容量(A)	契約容量	配線用遮断器容量(A)	契約容量	主開閉器容量(A)	負荷設備合計容量							
電灯時間帯別	主開閉器	単相3線 100V/200V	副計器なし		50	10	kVA				有	引込委託なし	住宅		16	14sq	
電灯時間帯別	主開閉器	単相3線 100V/200V	副計器なし		50	10	kVA				有	引込委託なし	事務所		16	8sq	
電灯標準	SB	単相3線 100V/200V	副計器なし		40	40	A					引込委託あり	計器	住宅		8	2.0mm
動力時間帯別	主開閉器	三相3線 200V	副計器なし		30	10	kW				有	引込委託あり	事務所		3	8sq	
電灯標準	実量制	単相3線 100V/200V	副計器なし		40							引込委託あり	計器	住宅		6	8sq
電灯時間帯別	SB	単相3線 100V/200V	副計器なし		50	50	A				有	引込委託なし	住宅		16	8sq	
電灯臨時	回路	単相3線 100V/200V	副計器なし		30	50	A					引込委託なし	工事用		6	2.0mm	
電灯定額	負荷設備			単相2線 100V						なし	40	w	引込委託なし	街路灯		1	6mm

契約使用期間(譲渡のみ)		臨時工事費	臨時電灯との同時申込	添付資料ファイル名			備考・連絡事項	予備
使用終了日	使用日数			1	2	3		
				alpha.pdf		はい		
				alpha.pdf		はい		
				beta.pdf		はい		
				alpha.pdf		はい		
				gamma.pdf		はい		
				delta.pdf	kansen.pdf	はい		
				kouji.pdf		はい		
				gaitou.pdf		はい		

システム取込みの関係から、レイアウト等は変更しないようお願いいたします。

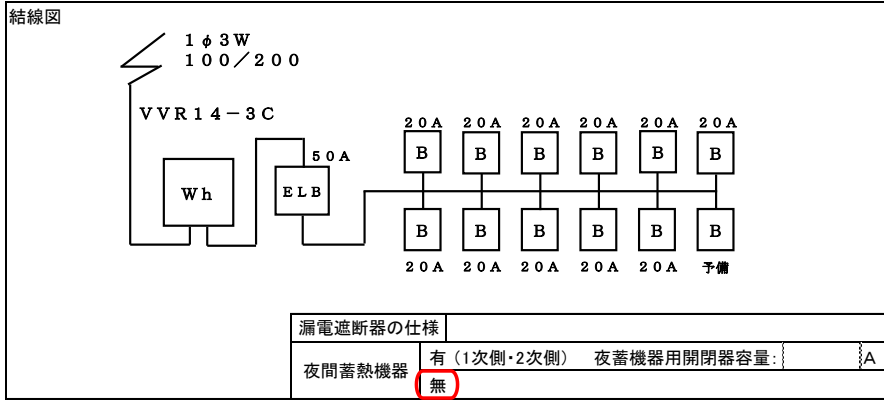
【参考】接続供給兼基本契約申込書および別紙 3 / 4

需要者名 発電者名	託送 太郎
--------------	-------

需要場所 発電場所	東京 都 江東 市区 郡	東陰4-11-38
--------------	---------------------	-----------

電圧	低圧	形態	電灯 動力
需・発			供給側 発電側
申込種別	新設 増設 減設・設備変更		

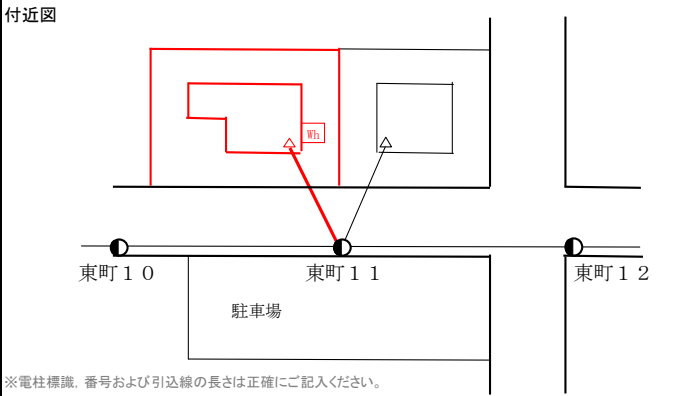
店所番号	
託送申込受付番号	
申込番号(設計番号)	



漏電遮断器の仕様	
夜間蓄熱機器	有(1次側・2次側) 夜蓄機器用開閉器容量: A
	無

※漏電遮断器の仕様は、極数・素子数(3P3E等)、定格電流、定格感度電流、逆接続可能型等を表記ください。結線図に記載も可能です。

引込柱	付近図
標識	東町
番号	11
引込線長さ	8 m
引込線取付点高さ	6 m
電柱までの距離	8 m
隣接柱(左)	
標識	
番号	
隣接柱(右)	
標識	
番号	



※電柱標識、番号および引込線の長さは正確にご記入ください。
 ※新設は赤で、既設は黒でご記入ください。
 ※当該引込柱と隣接電柱2本の計3本をご記入ください。
 ※引込取付点は△で、計量器の取付位置は[Wh]等でご記入ください。

引込工事	あり なし・接続のみ
引込柱変更	ある ない
引込口配線の張替	ある ない
SB取付位置の変更	ある ない

引込方法	本柱DV ・吊架SV+DV分岐・SV引下・吊架SV・吊架SV分岐・不明
引込線取付点の変更	ある ない
計器取付位置の変更	ある ない
その他改修工事	内線の単三化に伴う増設

関連地点	供給(受電)地点特定番号	計器番号
------	--------------	------

※同一地点に他の電灯・動力・発電設備がある場合、供給(受電)地点特定番号または計器番号をご記入ください。

落成連絡	落成希望 再連絡(落成まち)
内線落成日	5月10日
送電希望日	5月20日

同時申込	電灯	あり なし
の有無	動力	あり なし
発電量調整供給契約		あり なし

設計事前協議の有無	あり なし (事前協議番号 SC0123456)
-----------	---------------------------------

工事日時の事前連絡	希望する しない	前日・当日	連絡先	需要(発電)者・工事店
調査希望時間帯	フリー ・AM希望・PM希望			
調査時間帯の事前連絡	希望する しない	前日・当日	連絡先	需要(発電)者・工事店
鍵の場所	水道メータ ・仮設BOX・キーBOX・その他			1234

電気工事設計書の提出方法	調査時持参 窓口持参・その他	(場所)
引込請負工事設計書の提出方法	受持店窓口・FAX・郵送・メール (※委託工事の場合のみ記入ください)	
発電設備などの設置	あり なし	種別 太陽光・ガスエンジン・燃料電池・水力・風力・バイオマス・その他 定格出力 kW 逆潮流 あり・なし

現場設計の立会希望 (電気工事店・需要(発電)者・その他)	※立会いを希望する場合に記入してください。
立会者名	電話番号

調査時の立会い希望 (電気工事店 ・需要(発電)者・その他)	※立会いを希望する場合に記入してください。		
立会者名	東尾久電気 山田	電話番号	012-345-6789

引込工事を行う際の確認事項				
道路横断	車道上5.0m以上	ある ない・道路横断しない・該当なし	引込線は変圧器の引下線(高圧)側	ある ない ・該当なし
	歩道上4.0m以上	ある ない・道路横断しない・該当なし	引込線の取付の有無	ある ない ・該当なし
建築物	屋上2.0m以上	ある ない・屋上通過しない・該当なし	引込線が河川区域内に	入る 入らない ・該当なし
	屋側1.2m以上	ある ない・該当なし	他人の敷地を通過	する しない ・該当なし
弱電流電線	0.6m以上	ある ない・該当なし	ペランダや窓から容易に手が	ふれる ふれない ・該当なし
アンテナ・煙突	0.6m以上	ある ない・該当なし	引込線取付金具は	ある ない・該当なし
樹木	接触	する しない ・該当なし	計器の取付位置は1.8~2.2mの間で	ある ない・該当なし
突き出し看板	0.4m以上	ある ない ・該当なし	計器の周囲に十分な作業スペースが	ある ない・該当なし
メーターが金属箱に収納されて				いない いる
金属箱に収納されている場合、金属箱に窓が				ない ・ある
金属箱内にある設備について選択してください			ELB (漏電遮断器)	ない ・ある
			MCBB (配線用遮断器)	ない ・ある
メーターと隣の建物との距離が1.5m以内、かつその建物が4階建て以上で				ない ・ある
メーターの設置箇所は地下で				ない ・ある
メーターは屋内またはシャッターのある倉庫内に				ない ・ある

【参考】接続供給兼基本契約申込書および別紙 4 / 4

電灯定額・負荷設備内容	需要者名	託送 太郎
	需要場所(住所)	東京都江東区東陰4-11-38

※電灯定額接続送電サービスをご希望の場合は、負荷設備内容をご記入の上、提出してください。
 ※機器の容量等が確認できる仕様書を添付してください。

【電灯】	LED	蛍光灯	水銀灯	ナトリウム灯
		高力率・ 低力率	高力率・低力率	高力率・低力率
電圧(V)	100V	100V		
電流(A)	0.08A	0.2A		
銘板容量	8VA	20W		
灯数	1	1		
既設				
インバータ		あり・ なし		
器具形状		一灯式・多灯式		

共架	大型街路灯・ 小型街路灯
電柱番号	東町11
蛍光灯インバータ形式	

高圧ナトリウム灯	品名	
	承認No.	

※蛍光灯でインバータがある場合は、形式をご記入ください。
 ※高圧ナトリウム灯の電柱共架を希望される場合は、品名/承認No. をご記入ください。
 ※大型街路灯の当社電柱への共架を希望される場合は、受持支社への大型街路灯共架申込が必要となります。

【小型機器】	容量	台数

TEPCO使用欄
 10W: 20W: 40W: 60W: 100W: 200W: 300W: 400W: 500W:
 600W: 700W: 800W: 900W: 1000W: 警報:
 50VA: 100VA: 200VA: 300VA: 400VA: 目標物:

動力・負荷設備内容	需要者名	託送 太郎
	需要場所(住所)	東京都江東区東陰4-11-38

※動力の実量制で主開閉器容量が149A以上となる場合、臨時契約(動力)で負荷設備契約を希望される場合、または特殊な機器(溶接機、レントゲン等)がある場合は、負荷設備内容をご記入の上、提出してください。
 ※機器の容量・消費電力等が確認できる仕様書を添付してください。

【エアコン】		メーカー	テブコ	テブコ		
型式	セット	ABC99DE	ABC75DF			
	内機	FGHI88JK	EGHI65JK			
	外機	MNOP77Q	MNOR35S			
消費電力(標準)	冷房	4.32kW	4.05kW			
	暖房	4.21kW	4.13kW			
台数		4	6			

【負荷設備】		機器(名称・型式)	相	銘板容量(kW)	台数	コンデンサ(μF)
		ポンプ ABCD	単相・ 三相	1.5kW	1	40μF
		モーター XYZ	単相・ 三相	0.75kW	4	75μF
			単相・三相			
			単相・三相			
			単相・三相			
			単相・三相			
			単相・三相			
			単相・三相			
			単相・三相			

WEB対象外または集合住宅等のメールによる新增設申込みの送付ルールは以下のとおりです。

申込書をお送りいただく際は、メール件名と添付資料名を以下のとおり設定してください。

- 「メール件名」に申込内容，小売電気事業者名の記載をお願いいたします。
（例：【新增設申込】【関東パワー】）
- 資料を添付される際、複数地点を同時に申込み場合は、どの地点に関連する資料かがわかるようなファイル名にした上で添付してください。
「連記式等申込書のNo」 + 「需要者名称」 + 「資料名」
（例： 12 - ○○株式会社△△ビル 設備カード.pdf
13 - 株式会社◇◇ 本社 添付書類一式.zip）
- 添付資料のファイル名を、必ず連記式等申込書に記載ください。

低圧需要側の新增設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 申込前の設計事前協議について

- 設計や工事をスムーズに行うため、以下のお申込みについては、受持エリアへ設計事前協議をお願いいたします。

例：地中供給，集合住宅，大規模宅地造成等

☆「供給事前協議申込WEB受付サービス」よりお申込みください。

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/consult/index-j.html>

- 設計事前協議は、従来どおり電気工事店さま・需要者さまにて受持エリアと行うことが可能です。
- 協議方法につきましては、受持エリアまでお問い合わせください。

● 余裕をもってお申込みください

- 以下の場合には送電までに日数が要しますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

（1ヶ月～半年程度）。

なお、詳細な工事内容については、電気工事店さまや需要者さまを通じて受持エリアまでお問い合わせください。

- 地中供給となるもの、建柱等の用地交渉があるもの、付近の配電設備に改修が必要なもの、国道や河川、鉄道等付近の工事で事前申請が必要なもの、契約容量や供給方式の関係から引込線や計量器の準備に日数を要するもの

低圧需要側の新增設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 集合住宅の新設申込みについて

- 集合住宅の新設申込みをする場合は、以下の事項を踏まえてお申込みください。
 - 幹線系統図、平面図を必ず添付してください。
 - ※ 共用を含めて建物内の需要場所が5件以下である場合は、幹線系統図の提出を省略いただけます。
 - 建物名・部屋番号を必ず記載してください（未定の場合、仮の建物名を記載）。
 - 建物の正式名称が確定したら、ネットワークサービスセンターへご連絡をお願いいたします。
 - 需要者名は、入居者が既に決まっている場合を除き、「建物名＋部屋番号」としてください。
（例：「東京マンション 601」「埼玉マンション 共用」）
 - 各戸の契約電流上限値（MAX容量）をお知らせください。

● 集合住宅の契約変更・設備変更申込みについて

- 集合住宅の契約変更・設備変更申込みをする場合は、以下の事項を踏まえてお申込みください。

契約電流（契約容量）を増加させる場合で、契約電流上限値を超過する場合は、電気工事店さまによる内線工事が必要です。

増設等で内線工事が発生する場合は、幹線系統図を添付してください。

低圧需要側の新増設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

- 低圧→高圧 または 高圧→低圧 への種別変更申込みについて

- 供給電圧を変更する申込みについては、低圧および高圧双方のお申込みが必要です。
- 申込内容により、工事費負担金を申し受ける場合があります。

- 「計器付→未計器」または「未計器→計器付」となる申込みについて

- 「計器付→未計器」（例：電灯標準接続送電サービス→定額接続送電サービス）または「未計器→計器付」（例：定額接続送電サービス→電灯標準接続送電サービス）の場合、「契約変更」に該当する申込みとなりますが、設備状況の形態が変更することから「撤去」および「新設」にてお申込みください。

- 実量契約の場合で主開閉器容量を変更する場合

- 実量契約で主開閉器容量を変更する場合は、「契約変更」としてお申込ください。
- 必要に応じて、主開閉器容量の増減設にともなう当社供給設備の改修工事を行います。特に主開閉器容量を増加させる場合は、当社供給設備の増強が必要な場合があります。

低圧需要側の新増設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

【負荷設備内容の提出】

- 電灯定額接続送電サービスの場合
- 電灯契約（実量制）で主開閉器248A以上の場合
- 動力契約（実量制）で主開閉器143A以上の場合
- 動力臨時接続送電サービスメニューで負荷設備契約を希望する場合
- 特殊な機器（溶接機，レントゲン等）がある場合で，低圧による供給を希望する場合は，負荷設備内容を記入し提出ください。この際，定格出力や消費電力がわかる仕様書をあわせてご提出ください（仕様書が入手できない場合は，銘板等に記載された定格出力をお知らせください）。

提出いただく理由は、それぞれ以下のとおりです。

負荷設備契約の場合	あらかじめ設定いただいた契約負荷設備から接続送電サービス料金・契約電力を算定するため。
電灯契約（実量制）で主開閉器248A以上の場合 動力契約（実量制）で主開閉器143A以上の場合	通常は，主開閉器容量から算出した「契約設備電力」にもとづき当社供給設備の設計を行います。左記の主開閉器から算定すると50kW以上（高圧での供給範囲）となります。このため，使用する負荷設備の合計が49kW以下で低圧での供給が可能と判断するため，また，当社供給設備を設計するために，ご提出いただく必要があります。
特殊な機器がある場合	溶接機やレントゲン等，需要者さまの内線設備や当社供給設備に影響を与える公算の大きい設備を有する場合は，機器の仕様書等をあわせてご提出いただきます。ご提出いただいた資料をもとに，当社と電気工事店さまにて技術協議や設計協議を行い，供給方法を決定いたします。

低圧需要側の新増設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 電気工事店さまの登録番号・連絡先について

- 内線工事を担当する電気工事店さまを入力してください。受持エリアが供給方法等について協議するため、必要に応じて電気工事店さまへご連絡させていただきます。
- WEB上の「電気工事店番号」には、電気工事店さまが当社（支社）に登録している番号を入力ください。
- 当社へ電気工事店登録をされていない電気工事店さまが工事を担当する場合は、「登録電気工事業者登録証」の写しをお申込時に添付してください。
- 内線工事を伴わないお申込（サービスメニュー変更・契約決定方式変更等）につきましては、需要者さま（お客さま）等のご連絡先を入力してください。日程調整等のため、必要に応じてご連絡させていただきます。

● 電気工事店さまが委託工事を希望する場合

- 当社に引込線関係請負工事店として登録している電気工事店さまが、引込線関係委託工事を希望する場合は、WEB上の「工事区分」へ「引込委託あり」、「引込委託工事あり工事種別」に希望する工事内容をご選択ください。

低圧需要側の新增設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 有償工事となる場合

- 新設・増設で、無償こう長を超える場合や特別供給設備を施設する場合、または契約変更・設備変更で、増設によらず当社供給設備の変更が生じる場合は、工事費負担金を申し受けます。なお、有償工事の場合は、原則として工事着手前に工事費負担金を申し受けます。
- 臨時工事費（低圧架空供給で均一工料を適用できる場合に限ります。）については、あらかじめ当社と小売電気事業者さまとの間で覚書を締結することで、工事着手後のご入金（後払い）を希望する場合は、工事着手後のご入金（後払い）を可能といたします。この場合、原則として請求から30日以内にお支払ください。
- 臨時工事費をお支払後、WEBより入金連絡をお願いいたします。

● 臨時接続送電サービスメニューの廃止・撤去について

- 臨時接続送電サービスメニューの場合、電気のご使用が終了しましたら必ず廃止・撤去のお申込をお願いいたします。
お申込は、小売電気事業者さまから接続供給契約申込または電気工事店さまから当社へのお申込みいずれも可能です。
なお、電気工事店さまより当社へお申込あった場合、その旨を小売電気事業者さまへお知らせいたします。

低圧需要側の新増設申込みは、以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

● 逆潮流が発生しない系統連系について

- 需要者さまが保有する発電設備を当社の低圧電線路へ系統連系することを希望される場合で、当社系統への逆潮流が発生しないときは、次の書類をご提出ください。

(Ⅰ) 技術協議票（低圧共通様式）

(Ⅱ) 低圧電線路への系統連系協議依頼票

(Ⅲ) 保護機能の整定範囲および整定値一覧表

(Ⅳ) 単線結線図（漏電遮断器の仕様を記載したもの）

(Ⅴ) 小型分散型発電システム用系統連系装置認証証明書（写）（※認証登録品の場合）

※認証登録品以外の場合は追加資料が必要となります。

【参考】

低圧需要側の接続送電サービスメニュー および契約決定方法について

低圧需要側の接続送電サービスメニューについて

当社の低圧需要側における接続送電サービスメニューは、以下のとおりです。

使用期間	メニュー	対象の契約容量・契約設備電力等
1年 以上 (本設)	電灯定額接続送電サービス	～400VA
	電灯標準接続送電サービス	0.5kVA(5A)～49kVA
	電灯時間帯別接続送電サービス	0.5kVA(5A)～49kVA
	電灯従量接続送電サービス	～49kVA (自己託送のみ)
	動力標準接続送電サービス	～49kW
	動力時間帯別接続送電サービス	～49kW
	動力従量接続送電サービス	～49kW (自己託送のみ)
1年 未満 (臨時)	電灯臨時定額接続送電サービス	～3kVA
	電灯臨時接続送電サービス	4kVA(40A)～49kVA
	動力臨時定額接続送電サービス	～5kW
	動力臨時接続送電サービス	6kW～49kW

当社の低圧需要側における契約決定方法は、以下のとおりです。

種類	契約決定方法の概要
実量契約	当月を含む過去 1 年間の最大需要電力等にもとづき契約電力を決定する方法。
アンペアブレーカー契約 (計器SB契約)	スマートメーター内蔵の電流制限機能（計器SB）により，契約電流を決定する方法。（※ 電灯のみ）
主開閉器契約	契約主開閉器の容量（定格電流値）をもとに所定の算定式により契約電力等を決定する方法。
負荷設備契約	需要者の電灯・小型機器または動力機器（契約負荷設備）の容量にもとづき，所定の算定式により契約電力等を決定する方法。 （※ 定額契約・臨時契約のみ）
回路契約 (負荷設備契約)	同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき契約電流・契約容量を決定する方法。（※ 電灯臨時定額・電灯臨時のみ）
アンペアブレーカー契約 (SB契約)	分電盤等に取り付けたアンペアブレーカーの定格電流値にもとづき契約電流を決定する方法。（※ 電灯のみ。 <u>新規のSB取付は行っておりません。</u> ）

低圧需要側の契約決定方法について

当社の低圧需要側における契約決定方法は、以下のとおりです。

接続送電サービス (1年以上・本設)

	電灯			動力
	～0.4kVA	0.5kVA～6kVA	7kVA～49kVA	～49kW
料金	定額制	従量制		従量制
選択できる契約方法	負荷設備契約	実量契約 アンペアブレーカー契約 主開閉器契約	実量契約 主開閉器契約	実量契約 主開閉器契約

臨時接続送電サービス (1年未満・臨時)

	電灯			動力	
	～3kVA	4kVA～6kVA	7kVA～49kW	～5kW	6kW～49kW
料金	定額制	従量制		定額制	従量制
選択できる契約方法	負荷設備契約 回路契約	負荷設備契約 回路契約 アンペアブレーカー契約 主開閉器契約	負荷設備契約 回路契約 主開閉器契約	負荷設備契約 主開閉器契約	負荷設備契約 主開閉器契約